

(平成21年6月3日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認群馬地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4件

国民年金関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2件

国民年金関係 2件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年4月から49年3月まで

申立期間当時、地域では班長が国民年金保険料を集金して、婦人会長を通じて市役所に納付していた。申立期間については、夫が私と義母及び叔母の保険料を毎月納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻した昭和46年4月以降の国民年金保険料を、その夫が地域の集金において納付していたと主張しているところ、事実、申立期間後の49年4月以降の国民年金加入期間において、保険料はすべて納付されており、申立期間後の未納期間は無い上、申立人と一緒に保険料を納付したとするその夫は、申立期間を含めた60歳まで未納期間は無く、保険料をすべて納付していることから、申立人の申立期間の保険料のみが納付されなかったとするのは不自然である。

また、申立期間当時、申立人と同居していた義母及び叔母においても、国民年金制度が発足した昭和36年4月から60歳までの国民年金保険料をすべて納付している上、義母においては、46年4月からは付加保険料も納付されており、国民年金制度に対する理解の深さと保険料納付に対する意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間当時、農業を営んでおり、経営も順調で経済的にも安定していたと申述していることから、申立人の申立期間の国民年金保険料だけを未納としておく特段の理由も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 5 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 5 月から 61 年 3 月まで

昭和 49 年に会社を退職したことを契機に国民年金に任意加入した。国民年金保険料は、夫の給料が入ると優先的に納付しており、領収書は数年間保存していたが廃棄してしまった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 49 年 7 月に国民年金に任意加入し、申立期間も含めて 61 年 4 月に第 3 号被保険者制度が発足する前まで、国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、事実、49 年 6 月から 59 年 4 月までの保険料は納付済みとされている。

また、申立人は、昭和 61 年 4 月の第 3 号被保険者の切替えを遅れることなく手続しており、平成 17 年 5 月からの第 1 号被保険者に切替えた以降においても、国民年金保険料はすべて納付していることから、保険料納付に対する意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間において、国民年金保険料を市町村役場へ直接納付したとしており、資力及び生活環境においても特段の変化も無かったと申述していることを踏まえると、昭和 49 年 6 月から 59 年 4 月までの約 10 年間も任意加入して保険料を納付してきたにもかかわらず、申立期間の保険料のみを未納としておくことは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 1 月から同年 3 月まで  
② 平成 10 年 1 月から 11 年 12 月まで

申立期間①の国民年金保険料については、国民年金手帳の昭和 36 年度の検認記録欄に検認印があるので、納付してあるはずである。未納とされていることに納得がいかない。

また、申立期間②が未加入とされていることに納得がいかない。

60 歳を過ぎたころ、市役所から 2 年間延長して保険料が納付できる旨のはがきが来た。当時、未納期間が 2、3 年あったので、納付できることを知り、良かったと思ったことを憶えている。子供が成人して余裕ができた時点で保険料を市役所で納付した。市役所は工事中で旧庁舎の東の通路を行き中央付近で、2 か月分ずつ 2 万 2,000 円ぐらい納付したのは確かである。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険庁の記録では国民年金保険料が未納期間とされているが、申立人が所持している国民年金手帳の昭和 36 年度の国民年金印紙検認記録欄の 37 年 1 月から同年 3 月までについては、同年 3 月 29 日付けの市役所の検認印が押印されていることから、当該期間については保険料を納付していたものと認められる。

2 一方、申立期間②について、申立人は国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間②の保険料の納付をうかがわせ

る周辺事情が見当たらない。

また、申立人は市役所から 60 歳過ぎて 2 年間延長して国民年金保険料が納付できる旨のはがきが来て、保険料を納付したと主張しているところ、申立人は 60 歳直前の未納期間である約 2 年間について、平成 7 年 12 月分を 60 歳到達月である 10 年\*月に過年度納付を行った以降、ほぼ毎月 1 か月分ずつ過年度納付を続け、最後の過年度納付は 60 歳到達月の前月である 9 年 12 月分を 62 歳に到達した 12 年 1 月に行っていることから、2 年間の途中に 4 か月ほど現年度納付はあるものの、約 2 年間の過年度納付を行ってきたことを 60 歳からの 2 年間で任意加入して保険料を納付していたものと誤認している可能性も否定できない。

さらに、申立人は、申立期間②について、2 か月分ずつ 2 万 2,000 円ぐらいずつ市役所に納付したと主張しているところ、60 歳以降 2 か月分ずつの納付は数回しかなく、1 か月分ずつの納付がほとんどである上、申立期間②当時の保険料月額が 1 万 3,000 円前後の金額であることから、申立人の主張とは整合しない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年2月から58年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年2月から58年1月まで

申立期間に国民年金をやめる手続をした覚えはなく、ずっと保険料を納付してきた。昭和57年及び58年の確定申告書(控)があり、国民年金保険料控除額が記載されているので、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人が所持する昭和57年及び58年の確定申告書(控)には、申立人の国民年金保険料としての支払額が記載されており、その金額は当時の保険料額とおおむね一致している。

また、社会保険庁の記録では、申立期間は国民年金に未加入とされているが、申立人は、申立期間の前後において国民年金に任意加入しており、その期間の国民年金保険料はすべて納付されていることを踏まえると、申立期間だけ国民年金に未加入であることは不自然である。

さらに、申立期間は12か月と短期間であり、申立人は申立期間以外の国民年金保険料はすべて納付していることから、保険料納付に対する意識の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 8 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月から 45 年 3 月まで

昭和 42 年 8 月に会社を退職し、国民健康保険に切替えをしたと同時に国民年金の加入手続をしたので未加入期間はない。申立期間は、隣組が集金した保険料を、公民館に出向いて来た役場職員に納付していたはずである。妻の保険料は納付できなかつた期間もあるが、自分の保険料はすべて納付した。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 42 年 8 月に会社を退職して国民健康保険へ切替手続を行い、その手続と同時に国民年金の加入手続も行ったと主張しているところ、事実、役場が保有する住民基本台帳の国民健康保険欄の資格取得年月の記録では、申立人が会社を退職した同年 8 月に加入となっている。しかし一方で、その台帳の国民年金欄の資格取得年月の記録では 43 年 4 月の加入となっており、同時に加入手続を行ったとすれば、国民年金の資格取得年月も国民健康保険の資格取得年月と同一となるのが自然であることから、申立人の主張とは整合しない。

また、申立人の妻の国民年金手帳記号番号は昭和 45 年 10 月に初めて払い出されているが、その資格取得年月は、本来、申立人が会社を退職した 42 年 8 月となるべきところ、申立人と同様に 43 年 4 月となっていることから、申立人及びその妻は、時効により国民年金保険料の納付ができない期間を除いた同年 4 月から国民年金に加入したことが推認される上、申立人の会社退職後の国民年金の再加入手続は、申立人の妻の年金手帳記号番号が払い出された 45 年当時に行われた可能性も否定できない。

さらに、申立人は、申立期間について、国民年金保険料を納付していた

と主張しているが、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情が見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 5 月から同年 9 月までの期間及び 41 年 7 月から 50 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 5 月から同年 9 月まで  
② 昭和 41 年 7 月から 50 年 3 月まで

申立期間①の国民年金保険料については、実家にいた時期なので、親が納付したと思う。

申立期間②の国民年金保険料については、妻が自治会の国民年金協力員の集金により納付した。私と妻は保険料を一緒に納付してきており、妻の保険料が納付済みとなっているのに、私の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付するためには国民年金に加入し国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、申立人の手帳記号番号は申立期間後の昭和 50 年 12 月に払い出されており、その時点で 38 年 5 月の共済年金の資格喪失時までさかのぼって国民年金に加入したものと推認される上、その手帳記号番号が払い出された時期は特例納付期間中ではあるものの、申立人がまとめて保険料を納付したこともうかがえず、ほかに保険料をさかのぼって納付した事情も見当たらない。

また、申立期間中、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

さらに、市の国民年金被保険者名簿では、昭和 51 年 4 月から 54 年 1 月までは夫婦と一緒に国民年金保険料を納付していたことがうかがえる一方で、申立人は、申立期間②の直後の 50 年 4 月から 51 年 3 月までの保険料

を同年2月に一括で納付しており、一緒に保険料納付したとするその妻は、その期間の保険料を4回に分けて納付していることから、常に夫婦同時に納付していたとは推認できない。

加えて、申立人は、申立期間①はその親が、申立期間②はその妻が、申立人の国民年金保険料を納付したと主張しているが、保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。